

栃木県同窓会開催支援事業補助金に関するQ & A

(令和8年4月23日版)

Q 1

補助対象事業のうち、「県内に存する小学校、中学校、高等学校及び大学等の同窓会」の「等」には何が含まれるのか。

専門学校や、スポーツ少年団などの集まりを想定している。

Q 2

幅広い年齢層が同窓会に参加している場合は補助金の交付の対象となるのか。

上記の場合は、満35歳に達する年度の末日までの参加者に係る経費のみを補助金の交付の対象とする。

Q 3

同窓会に準じるイベントとはどのようなものか。

閉校に係るイベント、県人会など、久しぶりに同窓生が集うイベントを想定している。判断に迷う場合は県に相談すること。

Q 4

20歳の集いは同窓会開催支援事業の対象となるか。

20歳の集い自体は補助金の交付対象とならない。

ただし、式終了後に開催する交流会など、20歳が集い交流を深めるイベントについては、「同窓会と位置付けたもの」で「開催経費を市町が支援するもの」であれば対象とする。

Q 5

県人会は同窓会開催支援事業の対象となるか。

県人会は久しぶりに地元の人や同窓生が集うイベントで、同窓会に準ずるイベントといえるため、市町が主催する場合は補助金の交付対象とする。

なお、補助対象となるのは満35歳に達する年度の末日までの参加者分のみ。

Q 6

参加者の年齢の確認や卒業校の確認はどのように行ったらよいのか。

県は、年齢や卒業校の確認を厳格に求めるものではなく、35 歳以下の方が何人参加したかが把握できれば良い。

Q 7

県が指定するアンケート調査以外に、独自に作成したアンケート調査があるが、その場合は両方に回答してもらうのか。

上記の場合は、県が指定するアンケート調査に、独自のアンケート調査項目を加え、1つのアンケート調査としても差し支えない。

Q 8

同窓会の申請があった都度、県に申請を行うのか。

他にも利用があると想定される場合は、事業でまとめて申請を行うこと。